平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:日本原子力研究開発機構)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並び にその所属する部局 の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及 び住所 | 随意契約によることとした業務 方法書又は会計規程等の根拠 条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職 の役員 の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約に よらざるを得 ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|---|--------------------------------------|-----------|--|--|------|-------------|-----|------------------|--|----------------------------------|------|
| 平成20年度米国原子力情報 サービス及び欧州原子力情報 サービスの購入に関する契約 | 武藤 元久 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | | | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き【契約事務規程第32条第1項第2号】,再 販売価格が維持されている場合及び供給 元が一の場合における出版元等からの書 籍の購入 | 非公表 | 3,603,600円 | - | , | 再販売価格が維持されている場合及び供 給元が一の場合における出版元等から の書籍の購入であるため。 | 10 | |
| 2009年発行外国雑誌(電子 ジャーナル)の購入 | 武藤 元久 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | | 株式会社紀伊國屋書店,茨城県 水戸市南町3-4-57 水戸セン トラルビル | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き【契約事務規程第22条第1項第2号】, 再 販売価格が維持されている場合及び供給 元が一の場合における出版元等からの書 籍の購入 | 非公表 | 15,961,081円 | - | 1 | 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入であるため。 | 10 | |
| 2009年発行外国雑誌(電子 ジャーナル)の購入 | 武藤 元久 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | | エルゼビア・ビー・ブイ サイエン ス・アンド・テクノロジー , オランダ 王国アムステルダム市ラーダー ヴェヒ29 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き【契約事務規程第22条第1項第2号】, 再 販売価格が維持されている場合及び供給 元が一の場合における出版元等からの書 籍の購入 | 非公表 | 55,201,790円 | 1 | 1 | 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入であるため。 | 10 | |
| 平成21年度核物質防護(PP) 監視装置4施設用CVCFの再 リース契約 | 武藤 元久 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | 平成21年4月1日 | 三菱UFJリース株式会社,東京都 千代田区丸の内1 - 5 - 1 | 現に履行中の契約に直接関連する契約を するとき【契約事務規程第32条第1項第11 号】,現に契約履行中の工事、製造又は 物品の買入れに直接関連する契約を現に 履行中の契約者以外の者に履行させるこ とが不利であると認められたもの | 非公表 | 873,311円 | • | 1 | 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であると認められたものであるため。 | 14 | |
| 放射線作業者の被ば〈線量登録管理に関する業務契約(炉 規法) | 武藤 元久 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | 平成21年4月1日 | 財団法人放射線影響協会,東京 都千代田区鍛冶町1 - 9 - 16 | 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】,法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの | 非公表 | 24,855,000円 | , | 1人 | 法令の規定により、契約の相手方が一に 定められているため。 | 1 | 単価契約 |
| 放射線作業者の被ば〈線量登録管理に関する業務契約(RI法) | 武藤 元久 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | 平成21年4月1日 | 財団法人放射線影響協会,東京 都千代田区鍛冶町1 - 9 - 16 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き【契約事務規程第22条第1項第2号】,法 令の規定により、契約の相手方が一に定 められているもの | 非公表 | 6,940,000円 | - | 1人 | 法令の規定により、契約の相手方が一に 定められているため。 | 1 | 単価契約 |
| システム計算科学センター(上野)事務所清掃作業 | 武藤 元久 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | 平成21年4月1日 | 住友不動産株式会社,東京都新 宿区西新宿2 - 4 - 1 | 契約の性質又は目的が競争を許さないとき「契約事務規程第32条第1項第2号」,当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 4,970,700円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並び にその所属する部局 の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及 び住所 | 随意契約によることとした業務 方法書又は会計規程等の根拠 条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職 の役員 の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約に よらざるを得 ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|---|--------------------------------------|-----------|--|--|------|----------------|-----|------------------|--|----------------------------------|----|
| 東京事務所の食堂利用契約 | 武藤 元久 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | 平成21年4月1日 | エームサービス株式会社、株式会社 社新生銀行,東京都港区西新橋 1 - 1 - 15,東京都千代田区内幸 町2 - 1 - 8 | 契約の性質又は目的が競争を許さないとき[契約事務規程第32条第1項第2号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 8,190,000円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 平成21年度東京事務所清掃作 業 | 武藤 元久 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | 平成21年4月1日 | 株式会社長友,東京都千代田区 神田須田町2-6 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き【契約事務規程第32条第1項第2号],当 該場所でなければ機構の業務を行うこと が不可能であることから場所が限定され、 供給者が一に特定される賃貸借契約(当 該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 6,300,000円 | ı | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 平成21年度STACY及びTRA CY施設定期自主検査作業 | 武藤 元久 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | 平成21年4月1日 | 東京ニュークリア・サービス株式会社,東京都台東区上野7 - 2 - 7 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き【契約事務規程第22条第1項第2号】,放射性物質の利用及び管理又は原子力施 設の緊急事態への対応を目的とする安全 に関連する活動のためのものであり、かつ 核不拡散に関する条約の目的又は知的 所有権に関する国際的な合意に反する情 報の公開がもたらされることのあるもので あり、契約の相手方が一に特定されるも の | 非公表 | 47,670,000円 | ı | 1 | 放射性物質の利用及び管理又は原子力施設の緊急事態への対応を目的とする安全に関連する活動のためのものであり、かつ核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるものであるため。 | 19 | |
| 平成21年度「ふげん」使用済燃 料輸送に係る海上輸送及び東 海陸上輸送 | 武藤 元久 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | 平成21年4月1日 | 原燃輸送株式会社,東京都港区 芝大門1 - 1 - 3 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き【契約事務規程第32条第1項第2号】,核 不拡散に関する条約の目的又は知的所 有権に関する国際的な合意に反する情報 の公開がもたらされることのあるものであ り、契約の相手方が一に特定されるもの | 非公表 | 1,333,899,945円 | - | ı | 核不拡散に関する条約の目的又は知的 所有権に関する国際的な合意に反する情 報の公開がもたらされることのあるもので あり、契約の相手方が一に特定されるも のであるため。 | 19 | |
| 原子力施設損害賠償補償契約 (青森研究開発センターむつ事 務所) | 武藤 元久 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | 平成21年4月1日 | 文部科学省,東京都千代田区霞 が関3 - 2 - 2 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き【契約事務規程第32条第1項第2号】, 法 令の規定により、契約の相手方が一に定 められているもの | 非公表 | 30,000,000円 | 1 | 1 | 法令の規定により、契約の相手方が一に 定められているため。 | 1 | |
| 原子力損害賠償責任保険契約 (青森研究開発センターむつ事 務所) | 武藤 元久 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | 平成21年4月1日 | 日本原子力保険プール,東京都千 代田区神田淡路町2-7 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き【契約事務規程第52条第1項第2号】,原 子力事故による損害を担保する保険契約 において、契約の相手方が一に特定され るもの | 非公表 | 1,471,900円 | 1 | 1 | 原子力事故による損害を担保する保険契約において、契約の相手方が一に特定されるものであるため。 | 19 | |
| 原子力損害賠償責任保険契約 (東海研究開発センター原子力 科学研究所) | | 平成21年4月1日 | 日本原子力保険プール,東京都千 代田区神田淡路町2-7 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き【契約事務規程第52条第1項第2号】,原 子力事故による損害を担保する保険契約 において、契約の相手方が一に特定され るもの | 非公表 | 77,300,490円 | ı | - | 原子力事故による損害を担保する保険契約において、契約の相手方が一に特定されるものであるため。 | 19 | |
| 原子力損害賠償責任保険契約 (大洗研究開発センター) | 武藤 元久 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | 平成21年4月1日 | 日本原子力保険プール,東京都千 代田区神田淡路町2-7 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き【契約事務規程第22条第1項第2号】,原 子力事故による損害を担保する保険契約 において、契約の相手方が一に特定され るもの | 非公表 | 101,336,350円 | - | - | 原子力事故による損害を担保する保険契約において、契約の相手方が一に特定されるものであるため。 | 19 | |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並び にその所属する部局 の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及 び住所 | 随意契約によることとした業務 方法書又は会計規程等の根拠 条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職 の役員 の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約に よらざるを得 ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|--|--------------------------------------|-----------|---|---|------|--------------|-----|------------------|---|----------------------------------|----|
| 研究炉用核燃料物質の海上輸 送途上における緊急時対応業 務 | 武藤 元久 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | 平成21年4月1日 | 原電事業株式会社,東京都千代 田区神田駿河台2-2 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き【契約事務規程第32条第1項第2号】,核 不拡散に関する条約の目的又は知的所 有権に関する国際的な合意に反する情報 の公開がもたらされることのあるものであ り、契約の相手方が一に特定されるもの | 非公表 | 5,796,000円 | 1 | 1 | 核不拡散に関する条約の目的又は知的 所有権に関する国際的な合意に反する情 報の公開がもたらされることのあるもので あり、契約の相手方が一に特定されるも のであるため。 | 19 | |
| 借上寮賃貸借契約 | 武藤 元久 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | 平成21年4月1日 | トラストシステムサービス株式会社,東京都文京区本駒込5 - 1 - 3 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第1項第5号】,当該場所ではければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 26,125,000円 | ı | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 平成21年度 東京事務所賃貸借契約 | 武藤 元久 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | 平成21年4月1日 | 三菱UFJ信託銀行株式会社,住友 不動産建物サービス株式会社,東 京都千代田区丸の内1丁目4番5 号,東京都新宿区西新宿7 - 22 - 12 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第11項第5号】,当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 301,416,858円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 新生銀行本店ビル駐車場利用 契約 | 武藤 元久 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | 平成21年4月1日 | 三菱UFJ信託銀行株式会社,住友 不動産建物サービス株式会社,東 京都千代田区丸の内1丁目4番5 号,東京都新宿区西新宿7 - 22 - 12 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,260,000円 | | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 「もんじゅ」取替ブランケット集合体及び六フッ化ウランの保管管理(平成21年度分) | 武藤 元久 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | 平成21年4月1日 | 三菱原子燃料株式会社,東京都 千代田区有楽町1-12-1 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き【契約事務規程第22条第1項第2号】,当 該場所でなければ機構の業務を行うこと が不可能であることから場所が限定され、 供給者が一に特定される賃貸借契約(当 該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 9,397,500円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 平成21年度 原子炉廃止措置 研究開発センター 重水海外 輸送 | 武藤 元久 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | 平成21年4月1日 | 住友商事株式会社,東京都中央 区晴海1-8-11 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き[契約事務規程第32条第1項第2号],放 射性物質の利用及び管理又は原子力施 設の緊急事態への対応を目的とする安全 に関連する活動のためのものであり、契 約の相手方が一に特定されるもの | 非公表 | 166,949,617円 | 1 | 1 | 放射性物質の利用及び管理又は原子力施設の緊急事態への対応を目的とする安全に関連する活動のためのものであり、 契約の相手方が一に特定されるものであるため。 | 19 | |
| 平成21年度「ふげん」使用済燃 料輸送に係る輸送容器の借 用・保守 | 武藤 元久 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | 平成21年4月1日 | 株式会社オー・シー・エル,東京都港区西新橋2-11-6 | 契約の性質又は目的が競争を許さないとき[契約事務規程第32条第1項第2号],核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの | 非公表 | 148,614,000円 | 1 | - | 核不拡散に関する条約の目的又は知的 所有権に関する国際的な合意に反する情 報の公開がもたらされることのあるもので あり、契約の相手方が一に特定されるも のであるため。 | 19 | |
| 平成21年度核物質防護(PP)監視装置保守作業請負契約(RE-7787-0) | | 平成21年4月1日 | 株式会社原子力セキュリティサー ビス,茨城県那珂郡東海村村松字 平原3129-45 | 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】,核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの | 非公表 | 34,041,000円 | - | ı | 核不拡散に関する条約の目的又は知的 所有権に関する国際的な合意に反する情 報の公開がもたらされることのあるもので あり、契約の相手方が一に特定されるも のであるため。 | 19 | |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並び にその所属する部局 の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及 び住所 | 随意契約によることとした業務 方法書又は会計規程等の根拠 条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職 の役員 の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約に よらざるを得 ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|--|---|-----------|---|---|------|--------------|-----|------------------|---|----------------------------------|------|
| 平成21年度原子力科学研究 所構内警備業務請負契約 | 高木 周二 東海研究 開発センター管理部 長 茨城県那珂郡東 海村白方白根2番地 の4 | 平成21年4月1日 | 株式会社原子力セキュリティサー ビス,茨城県那珂郡東海村村松字 平原3129-45 | 契約の性質又は目的が競争を許さないとき「契約事務規程第22条第1項第2号」、核 不拡散に関する条約の目的又は知的所 有権に関する条約の目的又は知的所 有権に関する係約の目的又は知的所 の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの | 非公表 | 370,440,000円 | , | 1 | 核不拡散に関する条約の目的又は知的 所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるも のであるため。 | 19 | |
| 平成21年度 プロパンガス売 買単価契約(簡易ガス 箕輪寮 他) | 高木 周二 東海研究 開発センター管理部 長 茨城県那珂郡東 海村白方白根2番地 の4 | 平成21年4月1日 | 日本瓦斯株式会社,茨城県那珂郡東海村字村松3365 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと ミ「契約事務規程第32条第1項第2号」、電 気、ガス若いくは水又は電話に係る役務に ついて、供給又は提供を受けるもの(提供 を行うことが可能な業者が一の場合に限 る) | 非公表 | 6,730,000円 | - | - | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る)であるため。 | 8 | 単価契約 |
| 平成21年度 プロパンガス売 買単価契約(簡易ガス 太田寮 他) | 高木 周二 東海研究 開発センター管理部 長 茨城県那珂郡東 海村白方白根2番地 の4 | 平成21年4月1日 | 帝石プロパンガス株式会社,埼玉県戸田市新曽南4-2-3 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き【契約事務規程第22条第1項第2号】、電 気、ガス若いくは水又は電話に係る役務に ついて、供給又は提供を受けるもの、提供 を行うことが可能な業者が一の場合に限 る) | 非公表 | 5,700,000円 | - | - | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る)であるため。 | 8 | 単価契約 |
| 加工組立工程計算機の保守点 検 | 高木 周二 東海研究 開発センター管理部 長 茨城県那珂郡東 海村白方白根2番地 の4 | 平成21年4月1日 | 八洲電機株式会社,東京都港区 新橋3-1-1 | 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】,核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの | 非公表 | 4,830,000円 | - | - | 核不拡散に関する条約の目的又は知的 所有権に関する国際的な合意に反する情 報の公開がもたらされることのあるもので あり、契約の相手方が一に特定されるも のであるため。 | 19 | |
| 保管設備の保守 | 高木 周二 東海研究 開発センター管理部 長 茨城県那珂郡東 海村白方白根2番地 の4 | 平成21年4月1日 | 富士電機システムズ株式会社,東京都品川区大崎一丁目11番2号 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き【契約事務規程第32条第1項第2号】,核 不拡散に関する条約の目的又は知的所 有権に関する国際的な合意に反する情報 の公開がもたらされることのあるものであ り、契約の相手方が一に特定されるもの | 非公表 | 4,935,000円 | - | - | 核不拡散に関する条約の目的又は知的 所有権に関する国際的な合意に反する情 報の公開がもたらされることのあるもので あり、契約の相手方が一に特定されるも のであるため。 | 19 | |
| ペレット製造工程計算機の保守 | 高木 周二 東海研究 開発センター管理部 長 茨城県那珂郡東 海村白方白根2番地 の4 | 平成21年4月1日 | 三菱電機株式会社,茨城県那珂郡東海村舟石川駅西2-1-12 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き【契約事務規程第32条第1項第2号】,核 不拡散に関する条約の目的又は知的所 有権に関する国際的な合意に反する情報 の公開がもたらされることのあるものであ り、契約の相手方が一に特定されるもの | 非公表 | 8,999,550円 | - | - | 核不拡散に関する条約の目的又は知的 所有権に関する国際的な合意に反する情 報の公開がもたらされることのあるもので あり、契約の相手方が一に特定されるも のであるため。 | 19 | |
| 事務所の賃貸借(再リース) | 高木 周二 東海研究 開発センター管理部 長 茨城県那珂郡東 海村白方白根2番地 の4 | 平成21年4月1日 | 大和リース株式会社,茨城県水戸 市笠原町978-28 | 現に履行中の契約に直接関連する契約を するとき【契約事務規程第32条第1項第11 号】現に契約履行中の工事、製造又は 物品の買入れに直接関連する契約を現に 履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であると認められたもの | 非公表 | 图888,300円 | - | - | 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であると認められたものであるため。 | 14 | |
| 中央計算機の保守点検 | 高木 周二 東海研究 開発センター管理部 長 茨城県那珂郡東 海村白方白根2番地 の4 | 平成21年4月1日 | 三菱電機株式会社,茨城県那珂郡東海村舟石川駅西2-1-12 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き[契約事務規程第32条第1項第2号],核 不拡散に関する条約の目的又は知的所 有権に関する国際的な合意に反する情報 の公開がもたらされることのあるものであ り、契約の相手方が一に特定されるもの | 非公表 | 13,650,000円 | - | - | 核不拡散に関する条約の目的又は知的 所有権に関する国際的な合意に反する情 報の公開がもたらされることのあるもので あり、契約の相手方が一に特定されるも のであるため。 | 19 | |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並び にその所属する部局 の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及 び住所 | 随意契約によることとした業務 方法書又は会計規程等の根拠 条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職 の役員 の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約に よらざるを得 ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|--|---|-----------|---|--|------|--------------|-----|------------------|---|----------------------------------|------|
| 臨界計量管理用計算機の保守 | 高木 周二 東海研究 開発センター管理部 長 茨城県那珂郡東 海村白方白根2番地 の4 | 平成21年4月1日 | 富士通株式会社,東京都港区東 新橋1-5-2 汐留シティセン ター | 契約の性質又は目的が競争を許さないとき「契約事務規程第22条第1項第2号」、核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する条約の目的では知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの | 非公表 | 3,171,420円 | , | 1 | 核不拡散に関する条約の目的又は知的 所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるも のであるため。 | 19 | |
| 輸送容器定期自主検査 | 高木 周二 東海研究 開発センター管理部 長 茨城県那珂郡東 海村白方白根2番地 の4 | 平成21年4月1日 | エイ・ティ・エス株式会社,茨城県 ひたちなか市新光町38 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き [契約事務規程第32条第1項第2号],核 不拡散に関する条約の目的又は知的所 有権に関する国際的な合意に反する情報 の公開がもたらされることのあるものであ り、契約の相手方が一に特定されるもの | 非公表 | 18,480,000円 | - | - | 核不拡散に関する条約の目的又は知的 所有権に関する国際的な合意に反する情 報の公開がもたらされることのあるもので あり、契約の相手方が一に特定されるも のであるため。 | 19 | |
| 核燃料サイクル工学研究所構 内警備等業務 | 高木 周二 東海研究 開発センター管理部 長 茨城県那珂郡東 海村白方白根2番地 の4 | 平成21年4月1日 | 株式会社ナスカ,茨城県那珂郡東 海村村松北2-8-15 | 契約の性質又は目的が競争を許さないとき [契約事務規程第32条第1項第2号],核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの | 非公表 | 552,636,000円 | - | - | 核不拡散に関する条約の目的又は知的 所有権に関する国際的な合意に反する情 報の公開がもたらされることのあるもので あり、契約の相手方が一に特定されるも のであるため。 | 19 | |
| 平成21年度 再処理施設の核 物質防護設備の維持管理に係 る業務 | 高木 周二 東海研究 開発センター管理部 長 茨城県那珂郡東 海村白方白根2番地 の4 | 平成21年4月1日 | 横河電子機器株式会社,東京都 渋谷区千駄ヶ谷5 - 23 - 13南新 宿星野ビル8階 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き [契約事務規程第32条第1項第2号],核 不拡散に関する条約の目的又は知的所 有権に関する国際的な合意に反する情報 の公開がもたらされることのあるものであ り、契約の相手方が一に特定されるもの | 非公表 | 15,498,000円 | - | - | 核不拡散に関する条約の目的又は知的 所有権に関する国際的な合意に反する情 報の公開がもたらされることのあるもので あり、契約の相手方が一に特定されるも のであるため。 | 19 | |
| 構内警備及び核物質防護区域 内警備に係る業務 | 圖師 修一 大洗研究 開発センター管理部 長 茨城県東茨城郡 大洗町成田町4002番 | 平成21年4月1日 | 株式会社ナスカ,茨城県那珂郡東 海村村松北2 - 8 - 15 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き[契約事務規程第32条第1項第2号],核 不拡散に関する条約の目的又は知的所 有権に関する国際的な合意に反する情報 の公開がもたらされることのあるものであ り、契約の相手方が一に特定されるもの | 非公表 | 411,175,800円 | 1 | 1 | 核不拡散に関する条約の目的又は知的 所有権に関する国際的な合意に反する情 報の公開がもたらされることのあるもので あり、契約の相手方が一に特定されるも のであるため。 | 19 | |
| 平成21年度単価契約(プロパンガス1) | 田那部 俊勝 敦賀本部業務統括部長 福井県敦賀市木崎65-20 | 平成21年4月1日 | グロリアガス株式会社,福井県敦 賀市櫛川85号茶円花1-3 | 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】,電気、ガス若いくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 3,600,000円 | - | - | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る)であるため。 | 8 | 単価契約 |
| 原子炉廃止措置研究開発セン ター構内警備業務 | 田那部 俊勝 敦賀本部業務統括部長 福井県敦賀市木崎65-20 | 平成21年4月1日 | 株式会社ナスカ,茨城県那珂郡東 海村村松北2 - 8 - 15 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き【契約事務規程第32条第1項第2号】,核 不拡散に関する条約の目的又は知的所 有権に関する国際的な合意に反する情報 の公開がもたらされることのあるものであ り、契約の相手方が一に特定されるもの | 非公表 | 228,501,000円 | - | 1 | 核不拡散に関する条約の目的又は知的 所有権に関する国際的な合意に反する情 報の公開がもたらされることのあるもので あり、契約の相手方が一に特定されるも のであるため。 | 19 | |
| 高速増殖炉研究開発センター 警備業務 | 田那部 俊勝 敦賀本部業務統括部長 福井県敦賀市木崎65-20 | 平成21年4月1日 | 株式会社ナスカ,茨城県那珂郡東 海村村松北2 - 8 - 15 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き[契約事務規程第32条第1項第2号],核 不拡散に関する条約の目的又は知的所 有権に関する国際的な合意に反する情報 の公開がもたらされることのあるものであ り、契約の相手方が一に特定されるもの | 非公表 | 298,379,340円 | - | - | 核不拡散に関する条約の目的又は知的 所有権に関する国際的な合意に反する情 報の公開がもたらされることのあるもので あり、契約の相手方が一に特定されるも のであるため。 | 19 | |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並び にその所属する部局 の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及 び住所 | 随意契約によることとした業務 方法書又は会計規程等の根拠 条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職 の役員 の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約に よらざるを得 ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|----------|-------------------------------------|-----------|--|---|------|------------|-----|------------------|--|----------------------------------|----|
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 株式会社ハウスメイトパートナー ズ,大阪府吹田市江の木町17 - 1 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所ではければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,476,000円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 日本住宅流通株式会社,大阪市 北区梅田1丁目1-3-800 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所ではければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,440,000円 | ı | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 近鉄住宅管理株式会社,大阪府 大阪市天王寺区上本町5-7-1 2 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,467,600円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 積和不動産関西株式会社,奈良 県奈良市二条大路南1丁目2番3 3号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,488,000円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,298,580円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,298,580円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,298,580円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,366,740円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並び にその所属する部局 の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及 び住所 | 随意契約によることとした業務 方法書又は会計規程等の根拠 条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職 の役員 の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約に よらざるを得 ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|----------|---|-----------|--------------------------------|---|------|------------|-----|------------------|--|----------------------------------|----|
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科 学研究所管理部長 京都府木津川市梅美 台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,175,520円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科 学研究所管理部長 京都府木津川市梅美 台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,175,520円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科 学研究所管理部長 京都府木津川市梅美 台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,175,520円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科 学研究所管理部長 京都府木津川市梅美 台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,175,520円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,298,580円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,298,580円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科 学研究所管理部長 京都府木津川市梅美 台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,298,580円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所ではければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,366,740円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並び にその所属する部局 の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及 び住所 | 随意契約によることとした業務 方法書又は会計規程等の根拠 条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職 の役員 の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約に よらざるを得 ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|----------|-------------------------------------|-----------|--------------------------------|---|------|------------|-----|------------------|--|----------------------------------|----|
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され。供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,175,520円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,175,520円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃貸 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,175,520円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,157,880円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所ではければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,298,580円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所ではければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,298,580円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所ではければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,298,580円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,366,740円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並び にその所属する部局 の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及 び住所 | 随意契約によることとした業務 方法書又は会計規程等の根拠 条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職 の役員 の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約に よらざるを得 ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|----------|-------------------------------------|-----------|--------------------------------|---|------|------------|-----|------------------|--|----------------------------------|----|
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所ではければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,366,740円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,366,740円 | | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,175,520円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,175,520円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所ではければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,175,520円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所ではければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,175,520円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所ではければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,175,520円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,157,880円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並び にその所属する部局 の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及 び住所 | 随意契約によることとした業務 方法書又は会計規程等の根拠 条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職 の役員 の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約に よらざるを得 ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|----------|-------------------------------------|-----------|--------------------------------|---|------|------------|-----|------------------|--|----------------------------------|----|
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所ではければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,298,580円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃貸 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,298,580円 | | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,298,580円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,298,580円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所ではければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,298,580円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,298,580円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,175,520円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,175,520円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並び にその所属する部局 の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及 び住所 | 随意契約によることとした業務 方法書又は会計規程等の根拠 条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職 の役員 の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約に よらざるを得 ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|----------|-------------------------------------|-----------|--------------------------------|---|------|------------|-----|------------------|--|----------------------------------|----|
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され。供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,175,520円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,175,520円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,175,520円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,157,880円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所ではければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,298,580円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所ではければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,298,580円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所ではければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,298,580円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,298,580円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並び にその所属する部局 の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及 び住所 | 随意契約によることとした業務 方法書又は会計規程等の根拠 条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職 の役員 の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約に よらざるを得 ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|----------|-------------------------------------|-----------|--------------------------------|---|------|------------|-----|------------------|--|----------------------------------|----|
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,366,740円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所ではければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,175,520円 | ı | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,175,520円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,175,520円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所ではければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,175,520円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所ではければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,157,880円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 兵庫県企業庁,兵庫県赤穂郡上郡町金出地1503-1 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所ではければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,048,800円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 兵庫県企業庁,兵庫県赤穂郡上郡町金出地1503-1 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,701,600円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並び にその所属する部局 の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及 び住所 | 随意契約によることとした業務 方法書又は会計規程等の根拠 条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職 の役員 の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約に よらざるを得 ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|----------|---|-----------|---------------------------|---|------|------------|-----|------------------|--|----------------------------------|----|
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 兵庫県企業庁,兵庫県赤穂郡上郡町金出地1503-1 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所ではければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,602,000円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃貸 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 兵庫県企業庁,兵庫県赤穂郡上郡町金出地1503-1 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,546,800円 | | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 兵庫県企業庁,兵庫県赤穂郡上郡町金出地1503-1 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,330,800円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 兵庫県企業庁,兵庫県赤穂郡上郡町金出地1503-1 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,172,400円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 兵庫県企業庁,兵庫県赤穂郡上郡町金出地1503-1 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所ではければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,172,400円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科 学研究所管理部長 京都府木津川市梅美 台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 兵庫県企業庁,兵庫県赤穂郡上郡町金出地1503-1 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第1項第5号」、当該場所ではければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,161,600円 | ı | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 兵庫県企業庁,兵庫県赤穂郡上郡町金出地1503-1 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所ではければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 982,800円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 兵庫県企業庁,兵庫県赤穂郡上郡町金出地1503-1 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,330,800円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並び にその所属する部局 の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及 び住所 | 随意契約によることとした業務 方法書又は会計規程等の根拠 条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職 の役員 の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約に よらざるを得 ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|----------|---|-----------|-----------------------------------|---|------|------------|-----|------------------|--|----------------------------------|----|
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科 学研究所管理部長 京都府木津川市梅美 台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 兵庫県企業庁,兵庫県赤穂郡上郡町金出地1503-1 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所で成ければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,330,800円 | 1 | ' | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科 学研究所管理部長 京都府木津川市梅美 台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 有限会社ディーズコート, 兵庫県 揖保郡太子町船代337番地 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,068,000円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,175,520円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,301,080円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,298,580円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき【契約事務規程第32条第1項第5号」、当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,366,740円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科 学研究所管理部長 京都府木津川市梅美 台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,175,520円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 職員用住宅の賃借 | 出沼 節男 関西光科学研究所管理部長京都府木津川市梅美台8丁目1番地7 | 平成21年4月1日 | 光が丘興産株式会社,東京都練 馬区高松五丁目8番20号 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,298,580円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並び にその所属する部局 の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及 び住所 | 随意契約によることとした業務 方法書又は会計規程等の根拠 条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職 の役員 の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約に よらざるを得 ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|--------------------|---|-----------|------------------------------------|---|------|-------------|-----|------------------|--|----------------------------------|----|
| 札幌事務所の賃貸借契約 | 宮本 陽一 幌延深地 層研究センター所長 北海道天塩郡幌延町 北進432番2 | 平成21年4月1日 | 北海道通信ビル株式会社,北海道 札幌市中央区北5西6-1-23 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 3,846,144円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 厚生施設の賃貸借契約につい て | 宮本 陽一 幌延深地 層研究センター所長 北海道天塩郡幌延町 北進432番2 | 平成21年4月1日 | 有限会社北斗観光物産,北海道 天塩郡幌延町1条北2-47 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所ではければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 16,320,000円 | ı | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 厚生施設の賃貸借契約につい て | 宮本 陽一 幌延深地 層研究センター所長 北海道天塩郡幌延町 北進432番2 | 平成21年4月1日 | 有限会社名山,北海道天塩郡幌 延町元町19-1 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 12,840,000円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 厚生施設の賃貸借契約につい て | 宮本 陽一 幌延深地 層研究センター所長 北海道天塩郡幌延町 北進432番2 | 平成21年4月1日 | 矢野建設株式会社,北海道天塩郡幌延町2条南2-1 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 13,440,000円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 厚生施設の賃貸借契約につい て | 宮本 陽一 幌延深地 層研究センター所長 北海道天塩郡幌延町 北進432番2 | 平成21年4月1日 | 矢野建設株式会社,北海道天塩郡幌延町2条南2-1 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 4,800,000円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 厚生施設の賃貸借契約につい て | 宮本 陽一 幌延深地 層研究センター所長 北海道天塩郡幌延町 北進432番2 | 平成21年4月1日 | 矢野建設株式会社,北海道天塩郡幌延町2条南2-1 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所ではければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 4,800,000円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 厚生施設の賃貸借契約につい て | 宮本 陽一 幌延深地 層研究センター所長 北海道天塩郡幌延町 北進432番2 | 平成21年4月1日 | 幌延商事株式会社,北海道天塩郡幌延町元町39-1 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 4,800,000円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 厚生施設の賃貸借契約につい て | 宮本 陽一 幌延深地 層研究センター所長 北海道天塩郡幌延町 北進432番2 | 平成21年4月1日 | 幌延商事株式会社,北海道天塩郡幌延町元町39-1 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 4,800,000円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並び にその所属する部局 の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及 び住所 | 随意契約によることとした業務 方法書又は会計規程等の根拠 条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職 の役員 の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約に よらざるを得 ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|--------------------------------|---|-----------|---------------------------------|---|------|--------------|-----|------------------|---|----------------------------------|----|
| 厚生施設の賃貸借契約につい て | 宮本 陽一 幌延深地 層研究センター所長 北海道天塩郡幌延町 北進432番2 | 平成21年4月1日 | 株式会社ほくせい,北海道天塩郡 幌延町3条南1-19 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 4,800,000円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 瑞浪超深地層研究所管理棟の 賃貸借契約について | 東海林 幸夫 東濃地 科学センター所長 岐 阜県土岐市泉町定林 寺959番地31 | 平成21年4月1日 | 徳倉建設株式会社,愛知県名古屋市中区錦3-13-5 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所ではければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 28,751,715円 | ı | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 瑞浪超深地層研究所 車庫の 賃貸借契約について | 東海林 幸夫 東濃地 科学センター所長 岐 阜県土岐市泉町定林 寺959番地31 | 平成21年4月1日 | 徳倉建設株式会社,愛知県名古屋市中区錦3-13-5 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 2,584,379円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 東濃鉱山周辺監視区域に供す る土地の賃貸借契約について | 東海林 幸夫 東濃地 科学センター所長 岐 阜県土岐市泉町定林 寺959番地31 | 平成21年4月1日 | 月吉生産森林組合,岐阜県瑞浪市明世町月吉855-4 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 1,011,977円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 構内警備に係る業務 | 黒沼 長助 人形峠環 境技術センター所長 岡山県苫田郡鏡野町 上齋原1550 | 平成21年4月1日 | 人形峠原子力産業株式会社,岡山県苫田郡鏡野町上斎原1539-1 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き【契約事務規程第32条第1項第2号】,核 不拡散に関する条約の目的又は知的所 有権に関する国際的な合意に反する情報 の公開がもたらされることのあるものであ り、契約の相手方が一に特定されるもの | 非公表 | 104,580,000円 | - | 1 | 核不拡散に関する条約の目的又は知的 所有権に関する国際的な合意に反する情 報の公開がもたらされることのあるもので あり、契約の相手方が一に特定されるも のであるため。 | 19 | |
| ナノ流体の基礎物性評価 | 安濃田良成 産学連携推進部 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4 | 平成21年4月1日 | 国立大学法人北海道大学 北海道札幌市北区北13条西8 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的 により指名競争に付するとき又は競争を 許さない場合 特命クライテリア1-(4)国、地方公共団体 等との取決めにより、契約の相手方が一 に定められているもの | 非公表 | 2,400,048円 | 1 | 1 | 当該相手先を連携機関(再委託先)として 受託した契約の再委託契約であるため | 12 | |
| ナノ粒子製造および微視的結 合状態の理論的検討 | 安濃田良成 産学連携推進部 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4 | 平成21年4月1日 | 国立大学法人九州大学 福岡県福岡市東区箱崎6-10-1 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的 により指名競争に付するとき又は競争を 許さない場合 特命クライテリア1-(4)国、地方公共団体 等との取決めにより、契約の相手方が一 に定められているもの | 非公表 | 12,549,574円 | - | - | 当該相手先を連携機関(再委託先)として 受託した契約の再委託契約であるため | 12 | |
| ナ/粒子製造と粒子分散特性 試験 | 安濃田良成 産学連携推進部 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4 | 平成21年4月1日 | 三菱重工業株式会社 東京都港区港南2-16-5 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的 により指名競争に付するとき又は競争を 許さない場合 特命クライテリア1-(4)国、地方公共団体 等との取決めにより、契約の相手方が一 に定められているもの | 非公表 | 66,818,948円 | - | - | 当該相手先を連携機関(再委託先)として 受託した契約の再委託契約であるため | 12 | |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並び にその所属する部局 の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及 び住所 | 随意契約によることとした業務 方法書又は会計規程等の根拠 条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職 の役員 の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約に よらざるを得 ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|--|--|-----------|---|---|------|-------------|-----|------------------|--|----------------------------------|----|
| ナノ流体の原子炉への適用性評価 | 安濃田良成 産学連 携推進部 茨城県那 珂郡東海村白方白根 2-4 | 平成21年4月1日 | 三菱FBRシステムズ株式会社 東京都渋谷区神宮前2-34-17 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的 により指名競争に付するとき又は競争を 許さない場合 特命クライテリア1-(4)国、地方公共団体 等との取決めにより、契約の相手方が一 に定められているもの | 非公表 | 17,543,546円 | - | - | 当該相手先を連携機関(再委託先)として 受託した契約の再委託契約であるため | 12 | |
| 炉心物質再配置評価手法の開 発及び技術根拠の整備 | 安濃田良成 産学連 携推進部 茨城県那 珂郡東海村白方白根 2-4 | 平成21年4月1日 | 三菱FBRシステムズ株式会社 東京都渋谷区神宮前2-34-17 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的 により指名競争に付するとき又は競争を 許さない場合 特命クライテリア1-(4)国、地方公共団体 等との取決めにより、契約の相手方が一 に定められているもの | 非公表 | 31,279,563円 | - | - | 当該相手先を連携機関(再委託先)として 受託した契約の再委託契約であるため | 12 | |
| 複合型マニピュレーション技術の開発 | 安濃田良成 産学連 携推進部 茨城県那 珂郡東海村白方白根 2-4 | 平成21年4月1日 | 国立大学法人筑波大学 茨城県つ〈ば市天王台1-1-1 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的 により指名競争に付するとき又は競争を 許さない場合 特命クライテリア1-(4)国、地方公共団体 等との取決めにより、契約の相手方が一 に定められているもの | 非公表 | 7,766,850円 | - | - | 当該相手先を連携機関(再委託先)として 受託した契約の再委託契約であるため | 12 | |
| 高性能・高濃度Am含有酸化物 ペレット燃料製造技術開発 | 安濃田良成 産学連 携推進部 茨城県那 珂郡東海村白方白根 2-4 | 平成21年4月1日 | 国立大学法人大阪大学 大阪府吹田市山田丘2-1 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的 により指名競争に付するとき又は競争を 許さない場合 特命クライテリア1-(4)国、地方公共団体 等との取決めにより、契約の相手方が一 に定められているもの | 非公表 | 4,933,124円 | - | - | 当該相手先を連携機関(再委託先)として 受託した契約の再委託契約であるため | 12 | |
| Mo分離用吸着剤開発 | 安濃田良成 産学連携推進部 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4 | 平成21年4月1日 | 国立大学法人東京大学 東京都文京区本郷7-3-1 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的 により指名競争に付するとき又は競争を 許さない場合 特命クライテリア1-(4)国、地方公共団体 等との取決めにより、契約の相手方が一 に定められているもの | 非公表 | 9,843,108円 | • | - | 当該相手先を連携機関(再委託先)として 受託した契約の再委託契約であるため | 12 | |
| 計算化学的評価 | 安濃田良成 産学連携推進部 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4 | 平成21年4月1日 | 公立大学法人北九州市立大学 福岡県北九州市小倉南区北方4- 2-1 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的 により指名競争に付するとき又は競争を 許さない場合 特命クライテリア1-(4)国、地方公共団体 等との取決めにより、契約の相手方が一 に定められているもの | 非公表 | 11,030,955円 | 1 | - | 当該相手先を連携機関(再委託先)として 受託した契約の再委託契約であるため | 12 | |
| 基礎的発光特性の解明 | 安濃田良成 産学連 携推進部 茨城県那 珂郡東海村白方白根 2-4 | 平成21年4月1日 | 国立大学法人福井大学 福井県福井市文京3-9-1 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的 により指名競争に付するとき又は競争を 許さない場合 特命クライテリア1-(4)国、地方公共団体 等との取決めにより、契約の相手方が一 に定められているもの | 非公表 | 1,952,570円 | - | - | 当該相手先を連携機関(再委託先)として 受託した契約の再委託契約であるため | 12 | |
| 熱応力が支配荷重となるナトリウム冷却炉の原子炉容器の高温構造設計評価技術の開発 (荷重設定法) | 安濃田良成 産学連 携推進部 茨城県那 珂郡東海村白方白根 2-4 | 平成21年4月1日 | 三菱FBRシステムズ株式会社 東京都渋谷区神宮前2-34-17 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的 により指名競争に付するとき又は競争を 許さない場合 特命クライテリア1-(4)国、地方公共団体 等との取決めにより、契約の相手方が一 に定められているもの | 非公表 | 6,935,947円 | - | - | 当該相手先を連携機関(再委託先)として 受託した契約の再委託契約であるため | 12 | |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並び にその所属する部局 の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及 び住所 | 随意契約によることとした業務 方法書又は会計規程等の根拠 条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職 の役員 の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約に よらざるを得 ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|---------------------------------|---|------------|---|--|------|--------------|-----|------------------|--|----------------------------------|----|
| プロセス構築及び超臨界直接 抽出技術の開発 | 安濃田良成 産学連携推進部 茨城県那珂郡東海村白方白根2-4 | 平成21年4月1日 | MH:原子力エンジニアリング株式 会社 東京都港区港南2-16-5 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的 により指名競争に付するとき又は競争を 許さない場合 特命クライテリア1-(4)国、地方公共団体 等との取決めにより、契約の相手方が一 に定められているもの | 非公表 | 263,386,918円 | • | , | 当該相手先を連携機関(再委託先)として 受託した契約の再委託契約であるため | 12 | |
| MA含有燃料の特性評価 | 安濃田良成 産学連 携推進部 茨城県那 珂郡東海村白方白根 2-4 | 平成21年4月1日 | 国立大学法人大阪大学 大阪府吹田市山田丘2-1 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的 により指名競争に付するとき又は競争を 許さない場合 特命クライテリア1-(4)国、地方公共団体 等との取決めにより、契約の相手方が一 に定められているもの | 非公表 | 6,825,000円 | - | - | 当該相手先を連携機関(再委託先)として 受託した契約の再委託契約であるため | 12 | |
| 官報掲載料 | 武藤 元久 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | 平成21年4月1日 | 東京官書普及株式会社 東京都千代田区神田錦町1-2 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的 により指名競争に付するとき又は競争を 許さない場合 特命クライテリア5・(15)官報の掲載に係る もの | 非公表 | 26,000,000円 | - | , | 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷 等 | 6 | |
| 3月分県央広域工業用水道料金 | 高木 周二 東海研究 開発センター管理部 長 茨城県那珂郡東 海村白方白根2番地4 | 平成21年4月13日 | 茨城県企業局 県中央水道事務 所 茨城県那珂市豊喰685 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合 特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは 水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 15,428,700円 | | - | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 平成21年3月分所内工業用水 料金の支払い(水道料金) | 野村茂雄 東海研究 開発センター核燃料 サイクル工学研究所 長 茨城県東海村村 松4番地33号 | 平成21年4月24日 | 茨城県企業局 県中央水道事務 所 茨城県那珂郡豊喰685 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 3,255,000円 | • | 1 | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 平成21年3月分工業用水道料 金 | 佐藤 隆司 那珂核融合研究所管理部長茨城県那珂市向山801-1 | 平成21年4月27日 | 茨城県企業局県中央水道事務所 茨城県水戸市笠原町978-6 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 8,328,600円 | , | 1 | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 厚生施設に係わる光熱費(水 道料)の支払いについて | 郡司 力 東海研究開 発センター管理部 茨 城県那珂郡東海村村 松4-33 | 平成21年4月30日 | 東海村水道課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7 番1号 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合特命カライテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 2,545,148円 | - | - | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 平成20年度2·3月分所内上水 料金の支払い(水道料金) | 野村茂雄 東海研究 開発センター核燃料 サイクル工学研究所 長 茨城県東海村村 松4番地33号 | 平成21年4月30日 | 東海村水道課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7 番1号 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合 許さない場合 特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 2,190,147円 | - | - | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並び にその所属する部局 の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及 び住所 | 随意契約によることとした業務 方法書又は会計規程等の根拠 条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職 の役員 の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約に よらざるを得 ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|---------------------------------|---|------------|---|---|------|-------------|-----|------------------|---|----------------------------------|----|
| 4月分県央広域工業用水道料 金 | 高木 周二 東海研究 開発センター管理部 長 茨城県那珂郡東 海村白方白根2番地4 | 平成21年5月20日 | 茨城県企業局 県中央水道事務 所 茨城県那珂市豊喰685 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合 特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 15,120,000円 | - | • | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合 に限る。) | 8 | |
| 平成21年4月分所内工業用水 料金の支払い(水道料金) | 野村茂雄 東海研究 開発センター核燃料 サイクル工学研究所 長 茨城県東海村村 松4番地33号 | 平成21年5月25日 | 茨城県企業局 県中央水道事務 所 茨城県那珂郡豊喰685 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 3,150,000円 | - | 1 | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 平成21年4月分工業用水道料 金 | 佐藤 隆司 那珂核融合研究所管理部長茨城県那珂市向山801-1 | 平成21年5月25日 | 茨城県企業局県中央水道事務所 茨城県水戸市笠原町978-6 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合特命カライテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 2,142,000円 | , | 1 | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| PUCON- 型輸送容器定期自 主検査作業 | 高木 周二 東海研究 開発センター管理部 長 茨城県那珂郡東 海村白方白根2番地 の4 | 平成21年5月29日 | エイ·ティ·エス株式会社,茨城県 ひたちなか市新光町38 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き[契約事務規程第32条第1項第2号],核 不拡散に関する条約の目的又は知的所 有権に関する国際的な合意に反する情報 の公開がもたらされることのあるものであ り、契約の相手方が一に特定されるもの | 非公表 | 1,260,000円 | , | 1 | 核不拡散に関する条約の目的又は知的 所有権に関する国際的な合意に反する情 報の公開がもたらされることのあるもので あり、契約の相手方が一に特定されるも のであるため。 | 19 | |
| 借上寮賃貸借契約 | 武藤 元久 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | 平成21年6月8日 | 株式会社共立メンテナンス,東京 都千代田区外神田2-18-8 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 7,125,000円 | - | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| ODS鋼のLBE中耐食性評価 (4)の試験請負契約:1式 | 長岡 鋭 国際部長 茨城県那珂郡東海村 村松4-49 | 平成21年6月8日 | 独国、カールスルーエ研究所 Hermann-von-Helmholtz-Platz 1, 76344 Eggenstein-Leopoldshafen, GERMANY | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合 特さない場合特別では、1860年の大学リア5-(6)機構の業務に不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの | 非公表 | 24,993,439円 | - | - | 行政目的を達成するために不可欠な特定 の情報について当該情報を提供すること が可能な者から提供を受けるもの | 12 | |
| 5月分県央広域工業用水道料金 | 高木 周二 東海研究 開発センター管理部 長 茨城県那珂郡東 海村白方白根2番地4 | 平成21年6月19日 | 茨城県企業局 県中央水道事務 所 茨城県那珂市豊喰685 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合特命カライテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 15,624,000円 | - | - | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 平成21年5月分所内工業用水 料金の支払い(水道料金) | 野村茂雄 東海研究 開発センター核燃料 サイクル工学研究所 長 茨城県東海村村 松4番地33号 | 平成21年6月25日 | 茨城県企業局 県中央水道事務 所 茨城県那珂郡豊喰685 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合 許さない場合 特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 3,255,000円 | - | - | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並び にその所属する部局 の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及 び住所 | 随意契約によることとした業務 方法書又は会計規程等の根拠 条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職 の役員 の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約に よらざるを得 ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|---|---|------------|--|--|------|--------------|-----|------------------|--|----------------------------------|----|
| 平成21年5月分工業用水道料 金 | 佐藤 隆司 那珂核融 合研究所管理部長 茨城県那珂市向山 801-1 | 平成21年6月25日 | 茨城県企業局県中央水道事務所 茨城県水戸市笠原町978-6 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合特命ウライテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 2,213,400円 | , | 1 | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| セメント固化コンサルタントサー ビスの提供に関する契約 | 長岡 鋭 国際部長茨城県那珂郡東海村村松4-49 | 平成21年6月26日 | 英国National Nuclear Laboratory Limited Risley, Warrington, Cheshire WA3 6AS United Kingdom | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合特命クライテリア5-(5)機構の業務に不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの | 非公表 | 3,000,000円 | , | , | 行政目的を達成するために不可欠な特定 の情報について当該情報を提供すること が可能な者から提供を受けるもの | 12 | |
| 厚生施設に係わる光熱費(水 道料)の支払いについて | 郡司 力 東海研究開 発センター管理部 茨 城県那珂郡東海村村 松4-33 | 平成21年6月30日 | 東海村水道課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7 番1号 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合 特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは 水又は電話に係る役務について、供給又 は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 2,045,103円 | , | 1 | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 平成21年度4·5月分所内上水 料金の支払い(水道料金) | 野村茂雄 東海研究 開発センター核燃料 サイクル工学研究所 長 茨城県東海村村 松4番地33号 | 平成21年6月30日 | 東海村水道課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7 番1号 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合 特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは 水又は電話に係る役務について、供給又 は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 1,840,274円 | 1 | 1 | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 原子力損害賠償補償契約(敦 賀本部・高速増殖炉研究開発 センター) | 武藤 元久 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | 平成21年7月7日 | 文部科学省,東京都千代田区霞 が関3 - 2 - 2 | 契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】,法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの | 非公表 | 円000,000,08 | - | - | 法令の規定により、契約の相手方が一に 定められているため。 | 1 | |
| 原子力損害賠償責任保険契約 (敦賀本部・高速増殖炉研究開 発センター) | | 平成21年7月7日 | 日本原子力保険プール,東京都千 代田区神田淡路町2-7 | 契約の性質又は目的が競争を許さないとき「契約事務規程第52条第1項第2号」,原 子力事故による損害を担保する保険契約 において、契約の相手方が一に特定され るもの | 非公表 | 47,015,720円 | 1 | 1 | 原子力事故による損害を担保する保険契約において、契約の相手方が一に特定されるものであるため。 | 19 | |
| 原子力損害賠償責任保険契約 (東海研究開発センター核燃料 サイクル工学研究所) | | 平成21年7月13日 | 日本原子力保険プール,東京都千 代田区神田淡路町2-7 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き【契約事務規程第22条第1項第2号】,原 子力事故による損害を担保する保険契約 において、契約の相手方が一に特定され るもの | 非公表 | 100,655,200円 | - | - | 原子力事故による損害を担保する保険契約において、契約の相手方が一に特定されるものであるため。 | 19 | |
| 6月分県央広域工業用水道料 金 | 高木 周二 東海研究 開発センター管理部 長 茨城県那珂郡東 海村白方白根2番地4 | 平成21年7月23日 | 茨城県企業局 県中央水道事務 所 茨城県那珂市豊喰685 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合 特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 15,120,000円 | - | - | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並び にその所属する部局 の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及 び住所 | 随意契約によることとした業務 方法書又は会計規程等の根拠 条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職 の役員 の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約に よらざるを得 ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|--------------------------------|---|------------|---|--|------|-------------|-----|------------------|---|----------------------------------|----|
| 平成21年6月分所内工業用水 料金の支払い(水道料金) | 野村茂雄 東海研究 開発センター核燃料 サイクル工学研究所 長 茨城県東海村村 松4番地33号 | 平成21年7月27日 | 茨城県企業局 県中央水道事務 所 茨城県那珂郡豊喰685 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を 計さない場合 特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは 水又は電話に係る役務について、供給又 は提供を受けるもの(提供を行うことが可 能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 3,150,000円 | , | • | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 平成21年6月分工業用水道料 金 | 佐藤 隆司 那珂核融合研究所管理部長茨城県那珂市向山801-1 | 平成21年7月27日 | 茨城県企業局県中央水道事務所 茨城県水戸市笠原町978-6 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合 特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 2,142,000円 | 1 | 1 | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 核物質防護設備保守点検作業 | 圖師 修一 大洗研究 開発センター管理部 長 茨城県東茨城郡 大洗町成田町4002番 | 平成21年7月28日 | 株式会社原子力セキュリティサー ビス,茨城県那珂郡東海村村松字 平原3129-45 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き【契約事務規程第32条第1項第2号】,核 不拡散に関する条約の目的又は知的所 有権に関する国際的な合意に反する情報 の公開がもたらされることのあるものであ り、契約の相手方が一に特定されるもの | 非公表 | 8,715,000円 | 1 | 1 | 核不拡散に関する条約の目的又は知的 所有権に関する国際的な合意に反する情 報の公開がもたらされることのあるもので あり、契約の相手方が一に特定されるも のであるため。 | 19 | |
| 原子力損害賠償補償契約(大洗研究開発センター) | 武藤 元久 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | 平成21年8月5日 | 文部科学省,東京都千代田区霞 が関3 - 2 - 2 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと を「契約事務規程第52条第1項第2号」、法 今の規定により、契約の相手方が一に定 められているもの | 非公表 | 30,000,000円 | | - | 法令の規定により、契約の相手方が一に 定められているため。 | 1 | |
| 核物質防護設備等定期点検 | 黒沼 長助 人形峠環 境技術センター所長 岡山県苫田郡鏡野町 上齋原1550 | 平成21年8月5日 | 横河電子機器株式会社,東京都 渋谷区千駄ヶ谷5 - 23 - 13南新 宿星野ビル8階 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き【契約事務規程第32条第1項第2号】,核 不拡散に関する条約の目的又は知的所 有権に関する国際的な合意に反する情報 の公開がもたらされることのあるものであ り、契約の相手方が一に特定されるもの | 非公表 | 2,835,000円 | 1 | 1 | 核不拡散に関する条約の目的又は知的 所有権に関する国際的な合意に反する情 報の公開がもたらされることのあるもので あり、契約の相手方が一に特定されるも のであるため。 | 19 | |
| 7月分県央広域工業用水道料金 | 高木 周二 東海研究 開発センター管理部 長 茨城県那珂郡東 海村白方白根2番地4 | 平成21年8月21日 | 茨城県企業局 県中央水道事務 所 茨城県那珂市豊喰685 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合 特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 15,624,000円 | ı | 1 | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 原子力損害賠償責任保険契約 (人形峠環境技術センター) | 武藤 元久 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | 平成21年8月23日 | 日本原子力保険プール,東京都千 代田区神田淡路町2-9 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き【契約事務規程第32条第1項第2号】,原 予期故による損害を担保する保険契約 において、契約の相手方が一に特定され るもの | 非公表 | 1,815,160円 | - | - | 原子力事故による損害を担保する保険契約において、契約の相手方が一に特定されるものであるため。 | 19 | |
| 平成21年7月分所内工業用水 料金の支払い(水道料金) | 野村茂雄 東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所長 茨城県東海村村松4番地33号 | 平成21年8月25日 | 茨城県企業局 県中央水道事務 所 茨城県那珂郡豊喰685 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合 許さない場合 特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは 水又は電話に係る役務について、供給又 は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 3,255,000円 | - | - | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |

| | T | | | | | | | | | 1 | |
|--------------------------------------|---|------------|---|--|------|-------------|-----|------------------|---|----------------------------------|----|
| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並び にその所属する部局 の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及 び住所 | 随意契約によることとした業務 方法書又は会計規程等の根拠 条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職 の役員 の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約に よらざるを得 ない場合の 根拠区分 | 備考 |
| 平成21年7月分工業用水道料 金 | 佐藤 隆司 那珂核融 合研究所管理部長 茨城県那珂市向山 801-1 | 平成21年8月25日 | 茨城県企業局県中央水道事務所 茨城県水戸市笠原町978-6 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 2,213,400円 | 1 | - | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 原子力損害賠償補償契約(原 子炉廃止措置研究開発セン ター) | 武藤 元久 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | 平成21年8月31日 | 文部科学省,東京都千代田区霞 が関3 - 2 - 2 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き【契約事務規程第32条第1頂第2号】,法 令の規定により、契約の相手方が一に定 められているもの | 非公表 | 14,883,287円 | - | - | 法令の規定により、契約の相手方が一に 定められているため。 | 1 | |
| 厚生施設に係わる光熱費(水 道料)の支払いについて | 郡司 力 東海研究開 発センター管理部 茨 城県那珂郡東海村村 松4-33 | 平成21年8月31日 | 東海村水道課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7 番1号 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 2,251,453円 | - | - | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 平成21年度6·7月分所内上水 料金の支払い(水道料金) | 野村茂雄 東海研究 開発センター核燃料 サイクル工学研究所 長 茨城県東海村村 松4番地33号 | 平成21年8月31日 | 東海村水道課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7 番1号 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 1,884,131円 | - | - | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 核物質防護設備の保守点検 | 圖師 修一 大洗研究 開発センター管理部 長 茨城県東茨城郡 大洗町成田町4002番 | 平成21年9月9日 | 横河電子機器株式会社,東京都 渋谷区千駄ヶ谷5 - 23 - 13南新 宿星野ビル8階 | 契約の性質又は目的が競争を許さないとき [契約事務規程第32条第1項第2号],核不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの | 非公表 | 6,898,500円 | - | - | 核不拡散に関する条約の目的又は知的 所有権に関する国際的な合意に反する情 報の公開がもたらされることのあるもので あり、契約の相手方が一に特定されるも のであるため。 | 19 | |
| 8月分県央広域工業用水道料金 | 高木 周二 東海研究 開発センター管理部 長 茨城県那珂郡東 海村白方白根2番地4 | 平成21年9月18日 | 茨城県企業局 県中央水道事務 所 茨城県那珂市豊喰685 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 15,624,000円 | - | - | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 平成21年8月分所内工業用水 料金の支払い(水道料金) | 野村茂雄 東海研究 開発センター核燃料 サイクル工学研究所 長 茨城県東海村村 松4番地33号 | 平成21年9月25日 | 茨城県企業局 県中央水道事務 所 茨城県那珂郡豊喰685 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 3,255,000円 | , | - | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 平成21年8月分工業用水道料 金 | 佐藤 隆司 那珂核融 合研究所管理部長 茨城県那珂市向山 801-1 | 平成21年9月25日 | 茨城県企業局県中央水道事務所 茨城県水戸市笠原町978-6 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 2,213,400円 | , | • | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並び にその所属する部局 の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及 び住所 | 随意契約によることとした業務 方法書又は会計規程等の根拠 条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職 の役員 の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約に よらざるを得 ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|--|---|-------------|---|--|------|-------------|-----|------------------|---|----------------------------------|----|
| 核物質防護設備保守点検 | 高木 周二 東海研究 開発センター管理部 長 茨城県那珂郡東 海村白方白根2番地 の4 | 平成21年9月29日 | 横河電子機器株式会社,東京都 渋谷区千駄ヶ谷5 - 23 - 13南新 宿星野ビル8階 | 契約の性質又は目的が競争を許さないとき (契約事務規程第32条第1項第2号),核 不拡敵に関する系約の目的又は知的所 有権に関する国際的な合意に反する情報 の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの | 非公表 | 12,064,500円 | - | - | 核不拡散に関する条約の目的又は知的 所有権に関する国際的な合意に反する情 報の公開がもたらされることのあるもので あり、契約の相手方が一に特定されるも のであるため。 | 19 | |
| 9月分県央広域工業用水道料金 | 田那部俊勝 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2番地4 | 平成21年10月22日 | 茨城県企業局 県中央水道事務 所 茨城県那珂市豊喰685 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合 特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは 水又は電話に係る役務について、供給又 は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 15,120,000円 | - | - | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 平成21年9月分所内工業用水 料金の支払い(水道料金) | 市村敏夫 東海研究 開発センター核燃料 サイクル工学研究所 長 茨城県東海村村 松4番地33号 | 平成21年10月26日 | 茨城県企業局 県中央水道事務 所 茨城県那珂郡豊喰685 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合 許さない場合 特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは 水又は電話に係る役務について、供給又 は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 3,150,000円 | - | 1 | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 平成21年9月分工業用水道料 金 | 佐藤 隆司 那珂核融 合研究所管理部長 茨城県那珂市向山 801-1 | 平成21年10月26日 | 茨城県企業局県中央水道事務所 茨城県水戸市笠原町978-6 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合 特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 8,290,800円 | - | 1 | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 厚生施設に係わる光熱費(水 道料)の支払いについて | 郡司 力 東海研究開 発センター管理部 茨 城県那珂郡東海村村 松4-33 | 平成21年10月30日 | 東海村水道課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7 番1号 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合 時さない場合 特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは 水又は電話に係る役務について、供給又 は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 2,190,939円 | - | 1 | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 平成21年度8·9月分所内上水 料金の支払い(水道料金) | 市村敏夫 東海研究 開発センター核燃料 サイクル工学研究所 長 茨城県東海村村 松4番地33号 | 平成21年10月30日 | 東海村水道課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7 番1号 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合 特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは 水又は電話に係る役務について、供給又 は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 1,833,676円 | - | 1 | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 10月分県央広域工業用水道 料金 | 田那部俊勝 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2番地4 | 平成21年11月17日 | 茨城県企業局 県中央水道事務 所 茨城県那珂市豊喰685 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合 特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは 水又は電話に係る役務について、供給又 は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 15,624,000円 | - | - | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 防護区域の核物質防護設備 (各種侵入検知器、開閉検知 器等)定期点検 | 圖師 修一 大洗研究 開発センター管理部 長 茨城県東茨城郡 大洗町成田町4002番 | 平成21年11月18日 | 横河電子機器株式会社,東京都 渋谷区千駄ヶ谷5 - 23 - 13南新 宿星野ビル8階 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き[契約事務規程第32条第1項第2号],核 不拡散に関する条約の目的又は知的所 有権に関する国際的な合意に反する情報 の公開がもたらされることのあるものであ り、契約の相手方が一に特定されるもの | 非公表 | 1,522,500円 | - | - | 核不拡散に関する条約の目的又は知的 所有権に関する国際的な合意に反する情 報の公開がもたらされることのあるもので あり、契約の相手方が一に特定されるも のであるため。 | 19 | |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並び にその所属する部局 の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及 び住所 | 随意契約によることとした業務 方法書又は会計規程等の根拠 条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職 の役員 の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約に よらざるを得 ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|--|---|-------------|--------------------------------------|---|------|-------------|-----|------------------|---|----------------------------------|----|
| 官報掲載料 | 荻野 伸明 財務部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | 平成21年11月24日 | 東京官書普及株式会社 東京都千代田区神田錦町1-2 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的 により指名競争に付するとき又は競争を 許さない場合 特命クライデリア5-(15)官報の掲載に係る もの | 非公表 | 3,614,166円 | | - | 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷 等 | 6 | |
| 平成21年10月分所内工業用水 料金の支払い(水道料金) | 市村敏夫 東海研究 開発センター核燃料 サイクル工学研究所 長 茨城県東海村村 松4番地33号 | 平成21年11月25日 | 茨城県企業局 県中央水道事務 所 茨城県那珂郡豊喰685 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとを又は競争を許さない場合特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 3,255,000円 | , | - | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 平成21年10月分工業用水道料 金 | 佐藤 隆司 那珂核融合研究所管理部長茨城県那珂市向山801-1 | 平成21年11月25日 | 茨城県企業局県中央水道事務所 茨城県水戸市笠原町978-6 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合 特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 2,213,400円 | - | - | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 21核サ研 再処理施設建家耐 震性評価業務(中間開閉所、 第二中間開閉所等 その6) | 田那部 俊勝 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2番地の4 | 平成21年11月30日 | 株式会社開発設計コンサルタント,東京都千代田区外神田2 - 16 - 2 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き【契約事務規程第32条第1項第2号】,核 不拡散に関する条約の目的又は知的所 有権に関する国際的な合意に反する情報 の公開がもたらされることのあるものであ り、契約の相手方が一に特定されるもの | 非公表 | 47,880,000円 | 1 | - | 核不拡散に関する条約の目的又は知的 所有権に関する国際的な合意に反する情 報の公開がもたらされることのあるもので あり、契約の相手方が一に特定されるも のであるため。 | 19 | |
| 11月分県央広域工業用水道 料金 | 田那部俊勝 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2番地4 | 平成21年12月21日 | 茨城県企業局 県中央水道事務 所 茨城県那珂市豊喰685 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合 許さない場合 特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 15,120,000円 | 1 | - | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 平成21年11月分所内工業用水 料金の支払い(水道料金) | 市村敏夫 東海研究 開発センター核燃料 サイクル工学研究所 長 茨城県東海村村 松4番地33号 | 平成21年12月24日 | 茨城県企業局 県中央水道事務 所 茨城県那珂郡豊喰685 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合 特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 3,150,000円 | 1 | - | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 平成21年11月分工業用水道料 金 | 佐藤 隆司 那珂核融合研究所管理部長茨城県那珂市向山801-1 | 平成21年12月25日 | 茨城県企業局県中央水道事務所 茨城県水戸市笠原町978-6 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合 特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 2,142,000円 | - | - | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 厚生施設に係わる光熱費(水 道料)の支払いについて | 郡司 力 東海研究開 発センター管理部 茨 城県那珂郡東海村村 松4-33 | 平成21年12月28日 | 東海村水道課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7 番1号 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合 特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 2,542,658円 | 1 | - | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並び にその所属する部局 の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及 び住所 | 随意契約によることとした業務 方法書又は会計規程等の根拠 条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職 の役員 の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約に よらざるを得 ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|--|---|-------------|--|--|------|-------------|-----|------------------|--|----------------------------------|----|
| 平成21年度10·11月分所内上 水料金の支払い(水道料金) | 市村敏夫 東海研究 開発センター核燃料 サイクル工学研究所 長 茨城県東海村村 松4番地33号 | 平成21年12月28日 | 東海村水道課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7 番1号 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を 許さない場合 特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは 水又は電話に係る役務について、供給又 は提供を受けるもの(提供を行うことが可 能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 1,792,360円 | 1 | - | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合 に限る。) | 8 | |
| 借上寮賃貸借契約 | 武藤 元久 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | 平成22年1月12日 | 株式会社共立メンテナンス,東京都千代田区外神田2-18-8 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 2,682,618円 | 1 | - | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 12月分県央広域工業用水道 料金 | 田那部俊勝 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2番地4 | 平成22年1月19日 | 茨城県企業局 県中央水道事務 所 茨城県那珂市豊喰685 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的 により指名競争に付するとき又は競争を 許さない場合 特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは 水又は電話に係る役務について、供給又 は提供を受けるもの(提供を行うことが可 能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 15,624,000円 | , | - | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合 に限る。) | 8 | |
| 平成21年12月分所内工業用水 料金の支払い(水道料金) | 市村敏夫 東海研究 開発センター核燃料 サイクル工学研究所 長 茨城県東海村村 松4番地33号 | 平成22年1月25日 | 茨城県企業局 県中央水道事務 所 茨城県那珂郡豊喰685 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 3,255,000円 | • | - | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 平成21年12月分工業用水道料 金 | 佐藤 隆司 那珂核融 合研究所管理部長 茨城県那珂市向山 801-1 | 平成22年1月25日 | 茨城県企業局県中央水道事務所 茨城県水戸市笠原町978-6 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合特命クイテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 2,213,400円 | , | , | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 借上寮賃貸借契約 | 武藤 元久 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | 平成22年1月28日 | 東西ビル管理株式会社,公共建物 株式会社,東京都千代田区内幸 町1-1-6,東京都中央区京橋2 -4-12 | 物件の借入れ又は貸付けをするとき[契約事務規程第32条第1項第5号],当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む) | 非公表 | 39,942,000円 | 1 | 1 | 当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)であるため。 | 5 | |
| 原子力損害賠償補償契約(東 海研究開発センター・原子力科 学研究所) | 武藤 元久 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | 平成22年2月19日 | 文部科学省,東京都千代田区霞 が関3-2-2 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと き[契約事務規程第32条第1項第2号],法 令の規定により、契約の相手方が一に定 められているもの | 非公表 | 36,000,000円 | - | - | 法令の規定により、契約の相手方が一に 定められているため。 | 1 | |
| 1月分県央広域工業用水道料 金 | 田那部俊勝 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2番地4 | 平成22年2月22日 | 茨城県企業局 県中央水道事務 所 茨城県那珂市豊喰685 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合 特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 15,624,000円 | - | - | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並び にその所属する部局 の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及 び住所 | 随意契約によることとした業務 方法書又は会計規程等の根拠 条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職 の役員 の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約に よらざるを得 ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|--|---|------------|------------------------------------|--|------|-------------|-----|------------------|--|----------------------------------|----|
| 平成22年1月分所内工業用水 料金の支払い(水道料金) | 市村敏夫 東海研究 開発センター核燃料 サイクル工学研究所 長 茨城県東海村村 松4番地33号 | 平成22年2月24日 | 茨城県企業局 県中央水道事務 所 茨城県那珂郡豊喰685 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとを又は競争を許さない場合 特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 3,255,000円 | - | - | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 平成22年1月分工業用水道料 金 | 佐藤 隆司 那珂核融合研究所管理部長茨城県那珂市向山801-1 | 平成22年2月25日 | 茨城県企業局県中央水道事務所 茨城県水戸市笠原町978-6 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合特命クイテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 2,213,400円 | , | , | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 厚生施設に係わる光熱費(水 道料)の支払いについて | 郡司 力 東海研究開 発センター管理部 茨 城県那珂郡東海村村 松4-33 | 平成22年2月26日 | 東海村水道課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7 番1号 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 1,698,759円 | 1 | 1 | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 平成21年12月分・平成22年1月 分所内上水料金の支払い(水 道料金) | 野村茂雄 東海研究 開発センター核燃料 サイクル工学研究所 長 茨城県東海村村 松4番地33号 | 平成22年2月26日 | 東海村水道課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7 番1号 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合特命クイテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 1,888,438円 | , | • | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 2月分県央広域工業用水道料 金 | 田那部俊勝 東海研究開発センター管理部長 茨城県那珂郡東海村白方白根2番地4 | 平成22年3月11日 | 茨城県企業局 県中央水道事務 所 茨城県那珂市豊喰685 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合 許さない場合 特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは 水又は電話に係る役務について、供給又 は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 14,112,000円 | 1 | 1 | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 原子力損害賠償補償契約(東 海研究開発センター・核燃料サイクル工学研究所) | 武藤 元久 契約部長 茨城県那珂郡東海村 村松 4 番地49 | 平成22年3月18日 | 文部科学省,東京都千代田区霞 が関3 - 2 - 2 | 契約の性質又は目的が競争を許さないと を「契約事務規程第52条第1項第2号」, 法 今の規定により、契約の相手方が一に定 められているもの | 非公表 | 36,000,000円 | 1 | - | 法令の規定により、契約の相手方が一に 定められているため。 | 1 | |
| 平成22年2月分所内工業用水 料金の支払い(水道料金) | 市村敏夫 東海研究 開発センター核燃料 サイクル工学研究所 長 茨城県東海村村 松4番地33号 | 平成22年3月25日 | 茨城県企業局 県中央水道事務 所 茨城県那珂郡豊喰685 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合特命クイテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 2,940,000円 | • | - | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |
| 平成22年2月分工業用水道料 金 | 佐藤 隆司 那珂核融 合研究所管理部長 茨城県那珂市向山 801-1 | 平成22年3月25日 | 茨城県企業局県中央水道事務所 茨城県水戸市笠原町978-6 | 会計規程第28条(2)契約の性質又は目的により指名競争に付するとき又は競争を許さない場合 特命クライテリア5-(1)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る) | 非公表 | 1,999,200円 | - | - | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 | |

| | 契約職等の氏名並び にその所属する部局 の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及 び住所 | 随意契約によることとした業務 方法書又は会計規程等の根拠 条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職 の役員 の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約に よらざるを得 ない場合の 根拠区分 | 備者 | ¥ = - |
|--|------------------------------------|-------|-----------------------|---|------|------|-----|------------------|-----------------|----------------------------------|----|-------|
|--|------------------------------------|-------|-----------------------|---|------|------|-----|------------------|-----------------|----------------------------------|----|-------|

〔記載要領〕

- 1. 本表は、「随意契約見直し計画」(H19.12月作成)の対象となっている契約を対象としております。
- 2. 本表は、平成21年度に締結した随意契約のうち、平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、記載しております。
- 3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載しております。
- 4.「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載することとし、「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、次頁の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号及びその他以下に該当する番号を記載しております。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がない場合「16」
 - ·特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」
- 5.「再就職の役員の数」は、当機構に関係の深い公益法人と随意契約を締結する場合において、当該法人に当機構の常勤役職員であったものが役員として在籍している人数を記載しております。
- 6.随意契約によることとした根拠に記載されている「会計規程」及び「契約事務規程」については抜粋版を、「特命クライテリア」については詳細版を、別に掲載しております。

随意契約事由別 類型早見表

| 随意契約事由 | 類型区分 | | | | | |
|---|------|--|--|--|--|--|
| 競争性のない随意契約によらざるを得ない場合 | | | | | | |
| イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの | | | | | | |
| (イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの | 1 | | | | | |
| (🛮)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの | 2 | | | | | |
| (ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの | 3 | | | | | |
| (ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの | 4 | | | | | |
| ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。) | | | | | | |
| 八 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等 | | | | | | |
| ニ その他 | | | | | | |
| (イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等 | 7 | | | | | |
| (ロ)電気、ガス若し〈は水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | | | | | | |
| (川)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。) | | | | | | |
| (ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入 | | | | | | |
| (ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入 | | | | | | |
| (^)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの | 12 | | | | | |